

別記第4号

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて（設計業務等）

- 1 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、長崎大学設計・監理等業務委託契約マニュアル第11条の調査（低入札価格調査）を実施する。
ここで、最低基準価格は、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日国官会第367号）を準用して算出した額とする。
- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、調査を実施する。
- 3 低入札価格調査においては、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。